高浜町告示第２号

高浜町戸籍謄本等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱を次のように定める。

　平成３１年１月２２日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高浜町長　野瀬　豊

高浜町戸籍謄本等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、戸籍謄本等の不正請求及び不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するため、戸籍謄本等を第三者に交付した場合に、事前の申出により登録された者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「戸籍謄本等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条第１項に規定する戸籍の謄本及び抄本並びに戸籍に記載した事項に関する証明書、同法第１２条の２に規定する除かれた戸籍の謄本及び抄本並びに除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書並びに同法第１２０条第１項に規定する磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

（２）住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）第１２条第１項に規定する住民票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し、住民票に記録されている事項を記載した書類及び住民票に記載をした事項に関する証明書並びに同法第２０条第１項に規定する戸籍の附票（消除されたものを含む。以下同じ。）の写し及び戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類

２　この要領において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

（１）戸籍法第１０条第１項（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により戸籍謄本等の交付を請求する者の代理人

（２）戸籍法第１０条の２第１項、第３項、第４項又は第５項（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により戸籍謄本等の交付を請求する者

（３）住基法第１２条第１項又は第２０条第１項の規定による戸籍謄本等の交付を請求する者の代理人

（４） 住基法第１２条の３第１項若しくは第２項又は第２０条第３項若しくは第４項の規定により戸籍謄本等が必要である旨の申出をする者。

（対象者）

第３条　本人通知制度による登録の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）戸籍法の規定により本町の戸籍（除かれたものを含む。）に記載され、又は記録されている者

（２）住基法の規定により本町の住民基本台帳（消除されたものを含む。）又は戸籍の附票に記載され、又は記録されている者

（登録の申出等）

第４条　対象者のうち、本人通知制度を利用しようとする者（以下「登録申出者」という。）は、あらかじめ高浜町本人通知制度登録申出書（様式第１号）により、町長に登録を申し出なければならない。

２　登録申出者は、本人による申出であることを証するため、個人番号カード、在留カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証等（本人の顔写真が添付されたものに限る。）その他本人であることを証する書類を提示しなければならない。

３　代理人が第１項の規定による申出をしようとするときは、前項の規定による本人であることを証する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、第１号の場合において、本町に備付けの公簿等の記載又は記録により法定代理人である旨の事実が判明する場合は、これを省略することができる。

（１）法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証する書類

（２）法定代理人以外の者 委任状

４　第１項の規定による申出は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により、行うことができる。

５　登録の申出の受付は、住民生活課で行うものとする。

（登録等）

第５条　町長は、前条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高浜町本人通知制度登録者名簿に登録し、その旨を文書により登録申出者に通知するものとする。

２　町長は、戸籍謄本等の交付を行う際に、前項の規定により高浜町本人通知制度登録者名簿に登録をした者（以下「登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

（登録の変更又は廃止の届出）

第６条　登録者は、氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき、又は登録の廃止をしようとするときは、高浜町本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（様式第２号）により町長に届け出なければならない。

２　第４条第２項から第５項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（登録の抹消)

第７条　町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録を抹消するものとする。

（１）登録の廃止の届出があったとき。

（２）死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

（３）住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により住民票が職権消除されたとき。

（４）その他町長が登録を抹消する理由が生じたと認めたとき。

（登録者への通知）

第８条 町長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る戸籍謄本等を交付したときは、登録者に対し、高浜町戸籍謄本等第三者交付に係る本人通知書(様式第３号)により速やかに通知する。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

（その他)

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

　この告示は、平成３１年２月１日から施行する。